第2次射水市食育推進計画

平成２８年３月

射水市

目　　　　　次

第１章　計画の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　　１　計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　　２　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　　３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章　第１次計画の実施状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　　１　食育の取組状況　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　　２　第１次計画の成果と課題　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第３章　食をめぐる現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　　１　栄養バランスの崩れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　　２　食の外部化及び簡便化の進展と朝食の欠食　・・・・・・・・・・・10
　　３　食生活が影響する健康上の問題　・・・・・・・・・・・・・・・・11
　　４　食に関する情報の氾濫と関心の高まり　・・・・・・・・・・・・・12
　　５　食文化に対する意識の希薄化　・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　６　生産者と消費者との距離の拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・13

第４章　食育推進の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　　１　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　　２　いみずの推進目標（基本目標）　・・・・・・・・・・・・・・・・15

第５章　食育の推進施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　＜子どもの健全育成＞
　　１　家庭における食育の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
　　２　学校、保育園等における食育の推進　・・・・・・・・・・・・・・22
　＜健康に過ごす人生＞
　　３　市民食育推進運動の展開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
　　４　地域における食育の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
　　５　食の選択力の向上及び安全性の確保　・・・・・・・・・・・・・・27
　＜地産地消を通じた地域の活性化＞
　　６　地産地消の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　　７　食文化の伝承・創造　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第６章　計画の推進方法
１　計画の推進
（１）ライフステージに応じた食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・32
Ⅰ　乳幼児期（０～５歳）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
Ⅱ　学童期（６～１２歳）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
Ⅲ　思春期（１３～１８歳）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
Ⅳ　青年期（１９～３５歳）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
Ⅴ　壮年期（３６～６４歳）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
Ⅵ　高齢期（６５歳～）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

（２）計画を推進するための役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・35
Ⅰ　家庭の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
Ⅱ　学校、保育園及び医療機関等の役割　・・・・・・・・・・・・・・36
Ⅲ　地域の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
Ⅳ　職場の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
Ⅴ　農林水産業者等の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
Ⅵ　食品関連事業者等の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
Ⅶ　市の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

２　計画の進行管理・評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

３　計画の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

参考資料
射水市食育推進会議条例
射水市食育推進会議委員名簿

第１章　計画の趣旨

１　計画策定の背景

平成２５年「和食」がユネスコ無形文化遺産へ登録が決まるなど、「日本人の伝統的な食文化」の良さが世界で認められる一方で、人々のライフスタイルや価値観の変化により、「食」への意識の希薄化、生活習慣病の増加等様々な影響が表れています。

射水市では平成２３年度から「射水市食育推進計画」を策定し、関係機関等と連携しながら食育を推進してきました。しかしながら、市民の食育への関心は十分に高まっているとは言えない状況にあります。

「食」は私たちが生きていくうえで欠くことのできない、命の源です。命は受け継がれ、現代を生きる私たちが、次の世代に引き継いでいかなければなりません。心身の健康を増進する健全な食生活が実践されてこそ、しっかりと次の世代に引き継ぐことができると言えます。

市では引き続き、規則正しい食習慣や「食」に関する正しい知識を身につけ「食」を適切に選択することにより、健全な食生活を実践できるようにする「食育」に取り組むため、「第２次射水市食育推進計画」を策定します。

第２次食育推進計画では射水の豊かな資源を有効に活用し、家庭や学校、地域、職場、農林水産業者、行政等の様々な関係者がそれぞれの役割を担いながら、市民一人ひとりが食育に関心をもち、健全な食生活を実践できるよう施策を展開することとします。

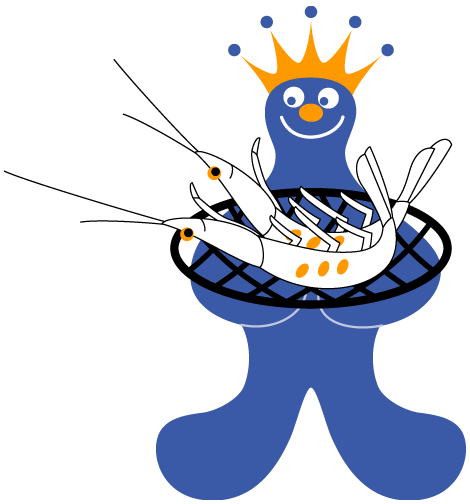

２　計画の位置づけ

この「第２次射水市食育推進計画」は、食育基本法第１８条第１項の規定に基づき、国の第２次食育推進基本計画及び第２期富山県食育推進計画を基本として策定するものです。

また、第２次射水市総合計画を上位計画とし、「射水市健康増進プラン」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「射水市次世代育成支援行動計画」、「射水市バイオマスタウン構想」、「射水ブランド推進計画」など、食育に関連する施策をこれまでも展開してきた各種の計画との整合性を図りながら、**『「食育に関心がある」から「食育を実践する」』をコンセプトに、**射水市における食育を推進する計画とします。

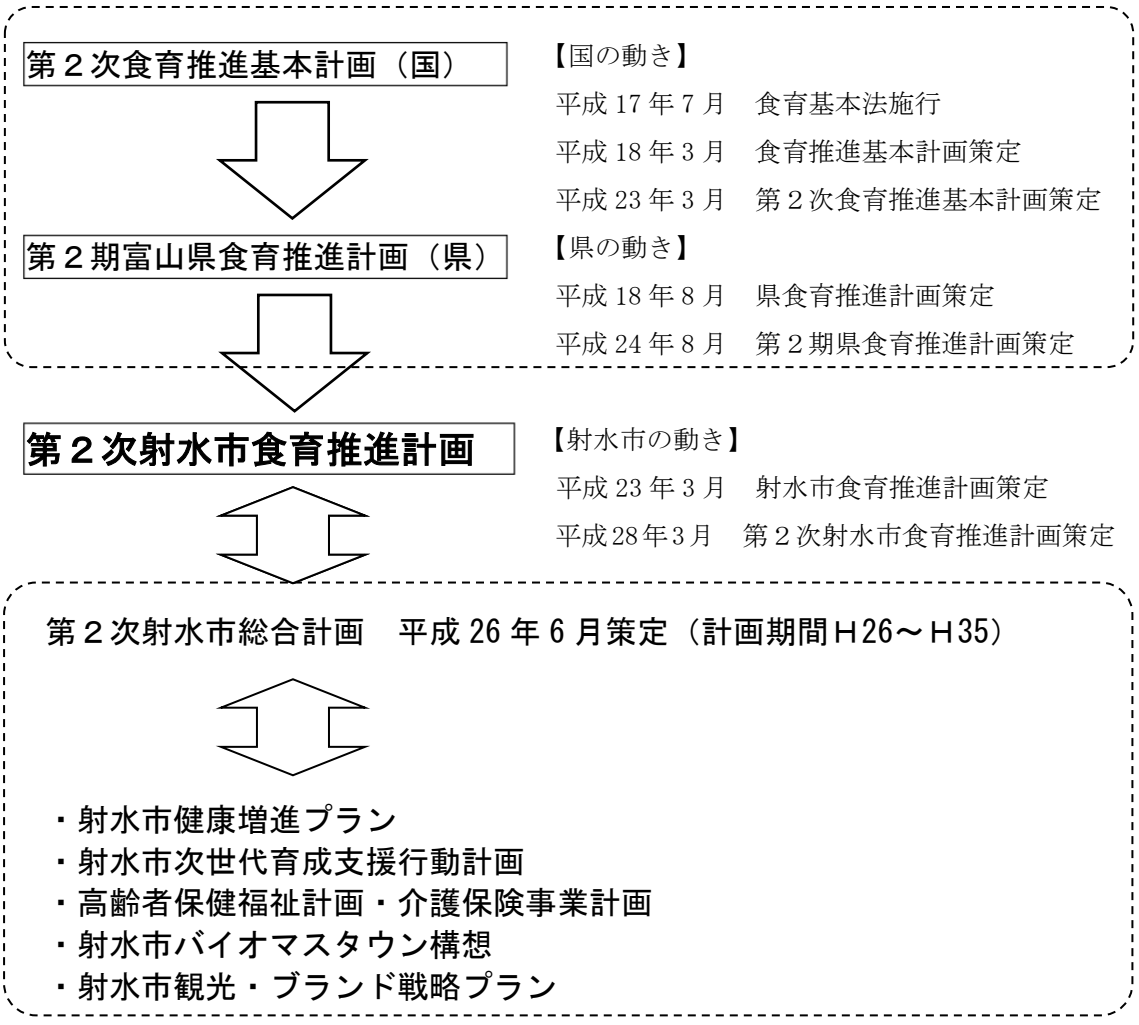

３　計画の期間

この「第２次射水市食育推進計画」が対象とする期間は、平成２８年度から平成３２年度までの５年間とします。

第２章　第１次計画の実施状況と課題

１　食育の取組状況

射水市では、平成２３年３月に策定した射水市食育推進計画の基本理念に基づき、①「いっしょに食べよう、育もう　子どもの食習慣」（子どもの健全育成）、②「みずから知ろう、実践しよう　食で健康生活」（健康に過ごす人生）、③「ずっと伝えよう、育てていこう　射水の恵み」（地産地消を通じた地域の活性化）、の３つの推進目標を定めて食育に取り組んできました。

①「いっしょに食べよう、育もう　子どもの食習慣」（子どもの健全育成）

・望ましい食習慣や知識の習得をはかるため、食育に関する講義や郷土料理の料理講習会を行う「おやこの食育教室」、各年代のふれあいを通し健康づくりのための食事について学ぶ「三世代ふれあいクッキングセミナー」等を実施した。
・食に関する体験活動の推進のため、保育園における家庭菜園体験、小・中学校における農業体験、幼児・児童による稚魚の放流体験などを実施した。
・小・中学校の児童生徒の生活習慣の振り返りと改善を促すため、各学校で早寝早起き朝ごはん運動を実施した。

②「みずから知ろう、実践しよう　食で健康生活」（健康に過ごす人生）

・「日本型食生活」の実践として、地域の食文化や栄養バランスのよい料理を普及するため、旬の地場産食材を使用した郷土料理の調理実習等を実施した。
・生活習慣病予防を目標に、食事バランスガイド(※)を参考にした栄養バランスのとれた食生活について普及・啓発を図り、各種健康づくり教室を開催した。
・もうすぐパパママ教室において、これから子育てを担う若い夫婦に、野菜摂取や朝食を食べることを中心とした規則正しい食生活の実践を啓発した。

(※)食事バランスガイド　25 ページ参照

③「ずっと伝えよう、育てていこう　射水の恵み」（地産地消を通じた地域の活性化）

・地元の特産品への理解を深めるため、ベニズワイガニを市内全小学校 6 年生の給食時に１杯まるごと提供するカニ学校給食を実施した。
・サクラマス養殖事業化試験飼育事業により射水市の新ブランド確立と養殖漁業の振興を支援した。
・学校、保育園給食における食育の推進として、「射水食材の日」や「射水きときとの日」を設定し、地場産食材（黒河たけのこ・枝豆・池多りんご等）を活

用した特別給食や生産者と児童生徒との給食交流会を実施した。
・多世代が交流する農業体験、親子料理教室、行事食やおやつ作りなどを実施し、地域行事等における食文化の伝承を図った。

小学校のカニ給食

食改員による地域食育活動

保育園でのえだまめ収穫体験

２　第１次計画の成果と課題

第１次計画では食育推進の成果を客観的に把握するため、「数値指標」を設定していますが、その達成状況と今後の課題は、次の通りです。

達成度の判定	◎	達　　成：目標値を達成
	○	改　　善：現状値（実績）が策定時より改善している
	△	不　　調：現状値（実績）が策定時から改善していない

（１）いっしょに食べよう、育もう　子供の食習慣＜子供の健全育成＞に係る目標指標

指標名	策定時 (H20)	現状値 (H26)	目標値	評価
朝食を欠食する児童及び生徒の割合	1.7%	1.2%	0%	○

（教育に関する事務の点検・評価報告書：学校教育課）

保育園や学校において「早寝早起き朝ごはん」運動を実施したり、食育だよりによる朝食の大切さを啓発してきた。策定時に比べ朝食を欠食する児童の割合は０．５％の改善がみられるが、更なる取り組みが必要である。

指標名	策定時 (H21)	現状値 (H26)	目標値	評価
農林水産業の体験学習を行っている小学校の割合	100%	100%	100%	◎

（学校教育課）

小学校において、田植えや稲刈り、稚魚の放流等農業、漁業体験を実施している他、保育園において家庭菜園の実施や、小学校・保育園の児童によるとらふぐ稚魚の放流を体験するなど食への理解を深める活動が推進されている。

トラフグ稚魚の放流

とやま食材ふれあい講座での田植え体験

指標名	策定時 (H21)	現状値 (H26)	目標値	評価
給食残渣のリサイクルを実施している小・中学校の割合	81.8%	81.0%	90%以上	△

（学校教育課）

生ごみ処理機により、給食残渣を堆肥化し、食のリサイクルに関する指導や放課後児童クラブにおける農作業体験が実施された。

Ｈ２６年度に１校が未実施となったため、策定時に比べ減少した。

（２）みずから知ろう、実践しよう　食で健康生活＜健康に過ごす人生＞に係る目標指標

指標名	策定時 (H22)	現状値 (H26)	目標値	評価
食育に関心がある市民の割合（18 歳以上）	84.3%	59.1%	90%以上	△

（健康増進プランアンケート調査：健康推進課）

広報や街頭で食育の日や食育月間を呼び掛けたり、農業産業まつりなどのイベントを実施し食育の普及啓発を実施したが、食育に関心がある市民の割合は大幅に減少した。特に子育て世代、働き盛りの若い世代で関心が低かったことから、若い世代が食に興味を持ち、健康な食生活に関心が持てるよう働きかける努力が必要である。

指標名	策定時 (H22)	現状値 (H26)	目標値	評価
朝食を欠食する市民の割合				
20 歳代男性	26.3%	33.3%	15%以下	△
30 歳代男性	26.4%	25.0%		○
20 歳代女性	35.9%	15.8%		○

（健康増進プランアンケート調査：健康推進課）

２０歳代女性で目標値に近い減少がみられ、また３０歳代男性もわずかではあるが減少がみられた。しかし、２０歳代男性で朝食欠食率の増加がみられた。園児や学童を通じた保護者への啓発や、地域において食育活動の取組を行ってきたが、若い世代へ朝食の重要性を普及啓発する方法を再検討する必要がある。

指標名	策定時 (H22)	現状値 (H26)	目標値	評価
食事バランスガイドの内容を知っている市民の割合（20 歳以上）	36.2%	30.2%	60%以上	△

（健康増進プランアンケート調査：健康推進課）

食事バランスガイドについては、主に健康増進部門が食生活改善推進員と協力して普及しているが、改善がみられなかったことから今後、農林水産部門や学校教育部門など、各部門においても普及啓発する必要がある。

指標名	策定時 (H20)	現状値 (H26)	目標値	評価
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している市民の割合（20 歳以上）	70.9%	73.7%	80%以上	○

（健康増進プランアンケート調査：健康推進課）

メタボリックシンドロームの認知度は目標値には達していないが、平成２０年度から始まった特定健康診査及び特定保健指導が定着してきていることから、認知度は増加傾向にあると考えられる。

指標名	策定時 (H22)	現状値 (H26)	目標値	評価
食品の安全性に関し知識を持っていると認識している市民の割合（18 歳～29 歳）	48.3%	35.5%	60%以上	△

（健康増進プランアンケート調査：健康推進課）

これまで、食生活改善推進員養成講座や消費生活サポーター養成講座、各種団体で研修会を実施したり、広報による情報の提供を行ってきた。

近年、食品の異物混入問題や食中毒の集団発生、放射性物質による汚染問題などが発生し、市民のだれもが食品の安全性についてこれまで以上に危機感や関心をもっていると思われることから、より高度な知識を欲しているのではないかと考えられる。市民のニーズに合った情報の提供が必要である。

（３）ずっと伝えよう、育てていこう　射水の恵みく地産地消を通じた地域の活性化＞に係る目標指標

指標名	策定時 (H20)	現状値 (H26)	目標値	評価
学校給食において射水市産食材を使用する割合（金額ベース）	15.6%	16.8%	30%以上	○

（学校給食センター）

毎年、地元の食材に対する知識や理解を深めるため「射水食材の日」を設定し、地場産野菜等を活用した特別給食や生産者と児童生徒との給食交流会を実施している。

保育園においても月に１、２度「射水きときとの日」を設定し、旬の地場産食材や、加工食品を生産して給食に使用している。

指標名	策定時 (H21)	現状値 (H26)	目標値	評価
学校給食において射水米を使用する割合	100%	100%	100%	◎

（学校給食センター）

実績は１００％維持で目標を達成している。

指標名	策定時 (H21)	現状値 (H26)	目標値	評価
地場産食材の生産目標（園芸作物/白ねぎ、キャベツ、コマツナ、ブロッコリー、えだまめ）	641.8t	562.9t	821.5t	△

（農林水産課）

大規模生産者が生産を中止したため、策定時より生産量が減少となっている。安定的な生産が課題である。

指標名	策定時 (H22)	現状値 (H26)	目標値	評価
とやま食の匠認定者数	18 人	19 人	23 人以上	○

（農林水産課）

「食の匠」は新たな認定者が１人となっており、目標値には達しなかった。認定基準が厳しくなかなか認定されない現状がある。

第３章　食をめぐる現状と課題

近年の食をめぐる現状については、人々のライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、また日々忙しい毎日を送る中で、食に対する意識が薄れてきており、食生活やこれを取り巻く環境も大きく変化しています。

その結果、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や過度の痩身志向、生活習慣病の増加、伝統的な食文化の危機など、様々な状況が顕在化しているといわれています。

１　栄養バランスの崩れ

昭和５０年代頃の日本では、気候風土に適した米を主食に、農産物、畜産物及び野菜などの多様な副食から構成される、栄養バランスに優れた「日本型食生活」が実現していましたが、近年は脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏りがみられます。

また、野菜の摂取量は年齢が高いほど多い傾向にありますが、富山県においてはどの年代も国が摂取目標量とする１日３５０ｇ（「健康日本２１（第２次）」／厚生労働省）には達していない状況です。

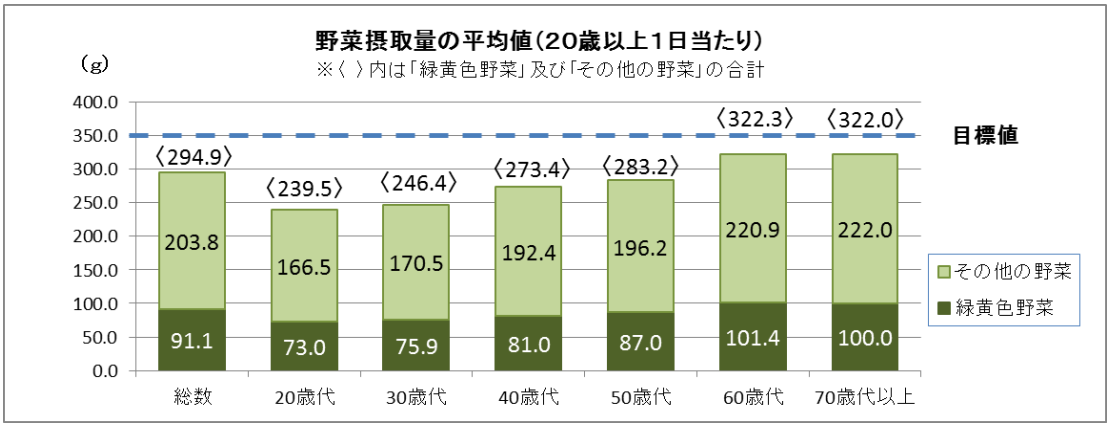

資料：富山県「平成22年県民健康・栄養調査」

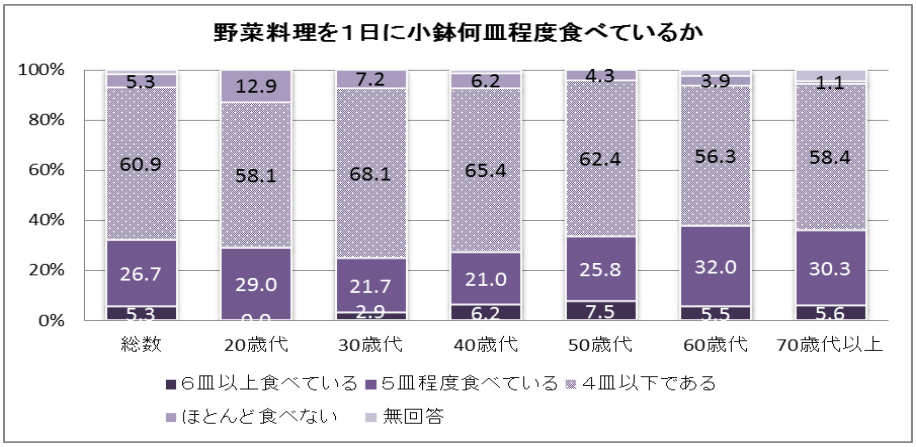

野菜料理の小鉢１皿で、およそ70gの野菜をとることができます。

資料：射水市健康推進課「健康増進プラン中間見直しのためのアンケート調査」（平成 26 年度実施）

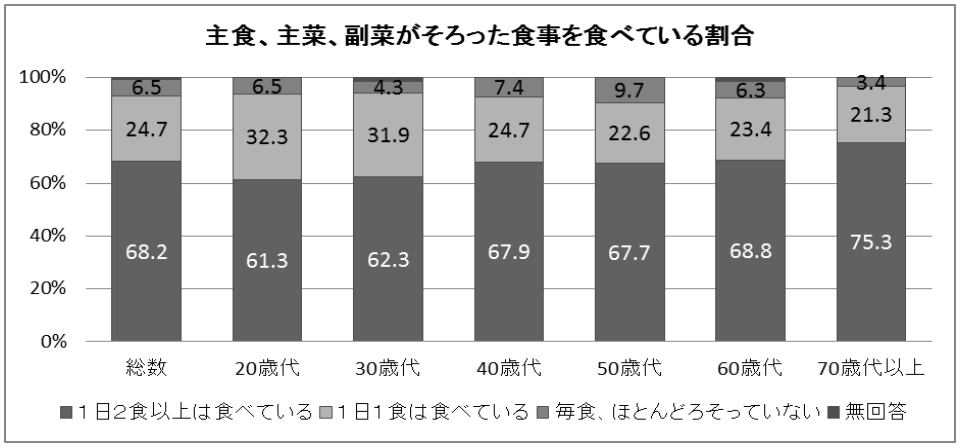

主食
ごはん、ぱん、めん類等

主菜
肉、魚、卵、大豆製品等のおかず

副菜
野菜、海藻、きのこ類等のおかず

資料：射水市健康推進課「健康増進プラン中間見直しのためのアンケート調査」(平成 26 年度実施)

2　食の外部化及び簡便化の進展と朝食の欠食

単身世帯の増加や女性雇用者の増加などが影響し、「外食」あるいは調理済み食品や惣菜、弁当といった「中食（なかしょく）」を利用する割合が多くなっています。

また、家族の活動時間の違いや忙しさから、揃って食事をすることができず、食事そのものを簡単に済ませてしまう傾向があります。

さらに、生活時間の多様化は不規則な食習慣を誘発し、朝食の欠食率は若い世代で高くなっています。

朝食の欠食は、午前中のエネルギー不足による体調不良が懸念されることから、子どもの頃から朝食をとる習慣を身に付けることが重要です。

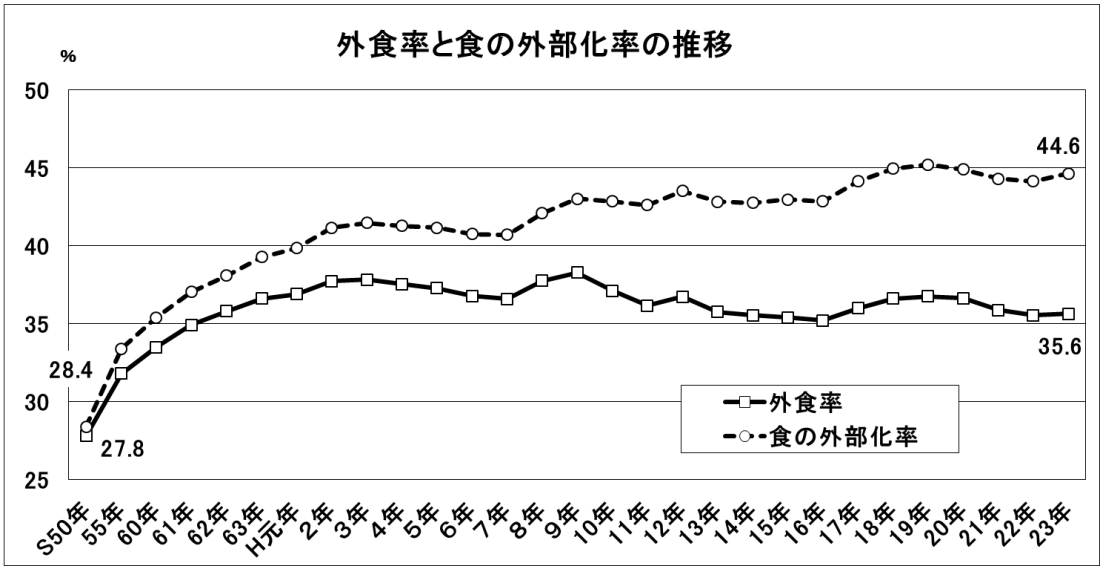

資料：(公財)食の安全・安心財団

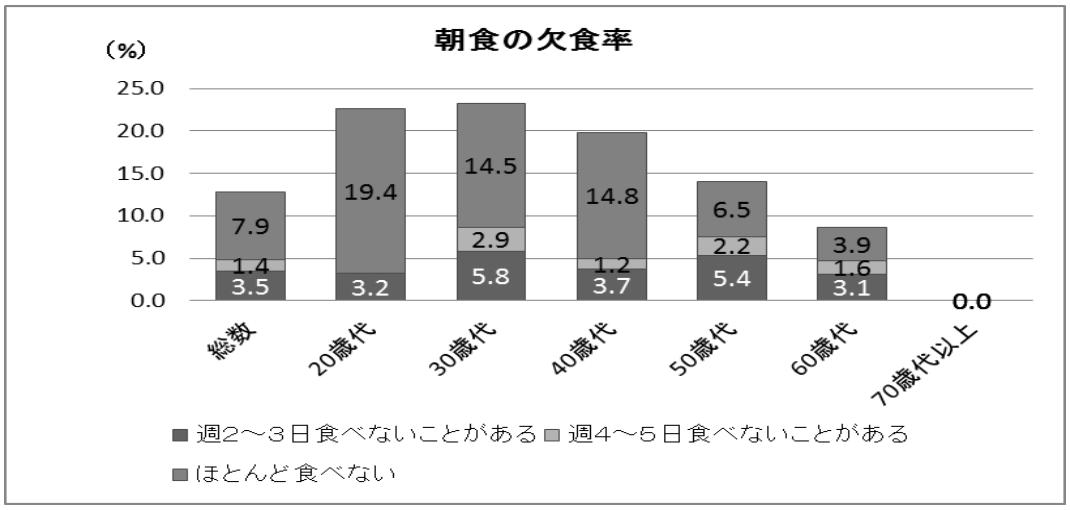

資料：射水市健康推進課「健康増進プラン中間見直しのためのアンケート調査」(平成 26 年度実施)

3　食生活が影響する健康上の問題

朝食の欠食に代表されるように、朝、昼、晩の食事をとらない不規則な食事が目立ってきています。その結果、１回当たりの食事の摂取量が増えたり、間食が多くなることで、過食につながる可能性があります。このような食習慣の乱れや栄養の偏りは、肥満などの健康問題をもたらしています。

メタボリックシンドローム(※1)に関する情報をはじめ、生活習慣病等の予防のための知識の普及やそれに合わせた食生活改善への取り組みが重要です。

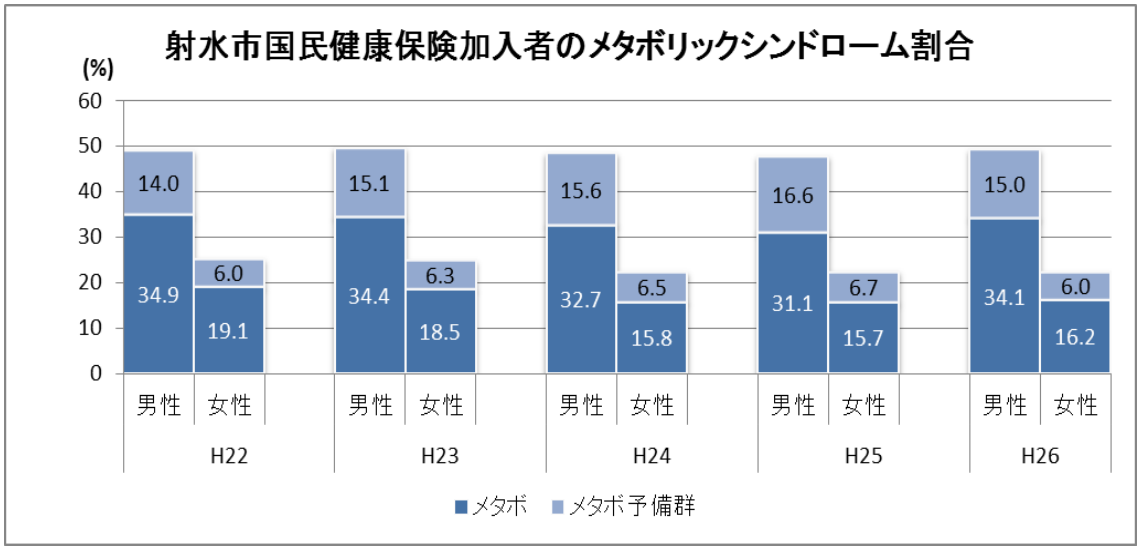

資料：射水市保険年金課

※1 メタボリックシンドロームの診断基準には腹囲の他に、高血糖、高血圧または血清脂質異常のうち２つ以上の項目が該当する場合とされています。

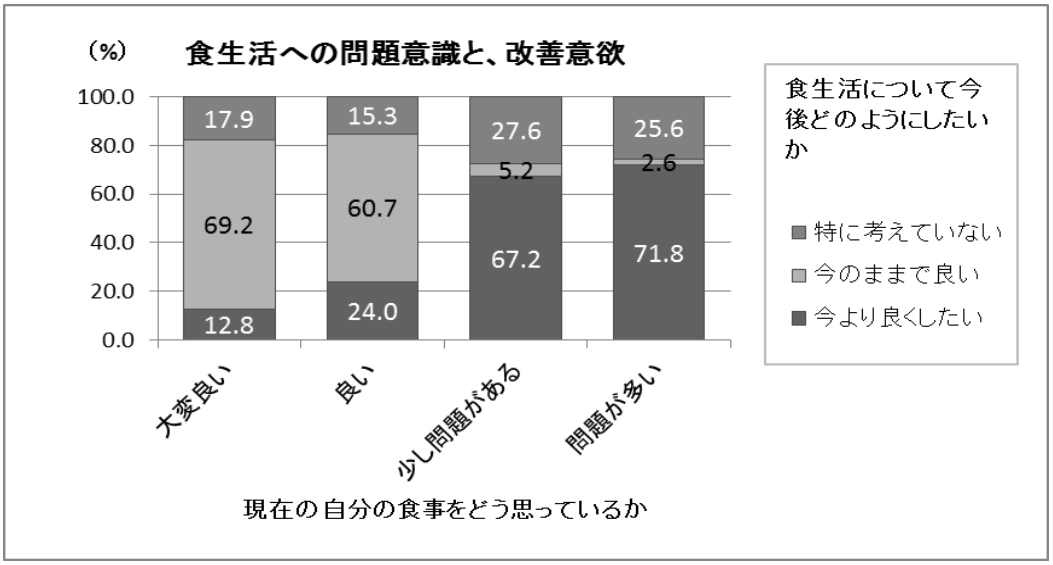

資料：射水市健康推進課「健康増進プラン中間見直しのためのアンケート調査」(平成 26 年度実施)

4　食に関する情報の氾濫と関心の高まり

食中毒の発生、放射性物質による汚染、食品の偽装表示など、食品に関わる事件・事故などが多発し、消費者の食品の安全性に対する関心は高まっています。また、健康志向の高まりにより、加工食品の栄養成分表示の義務化等、新しい食品表示制度が施行されています。

しかし、情報が手に入りやすい一方で食に対する情報は氾濫しており、健全な食生活を送るための知識や判断力が必要です。

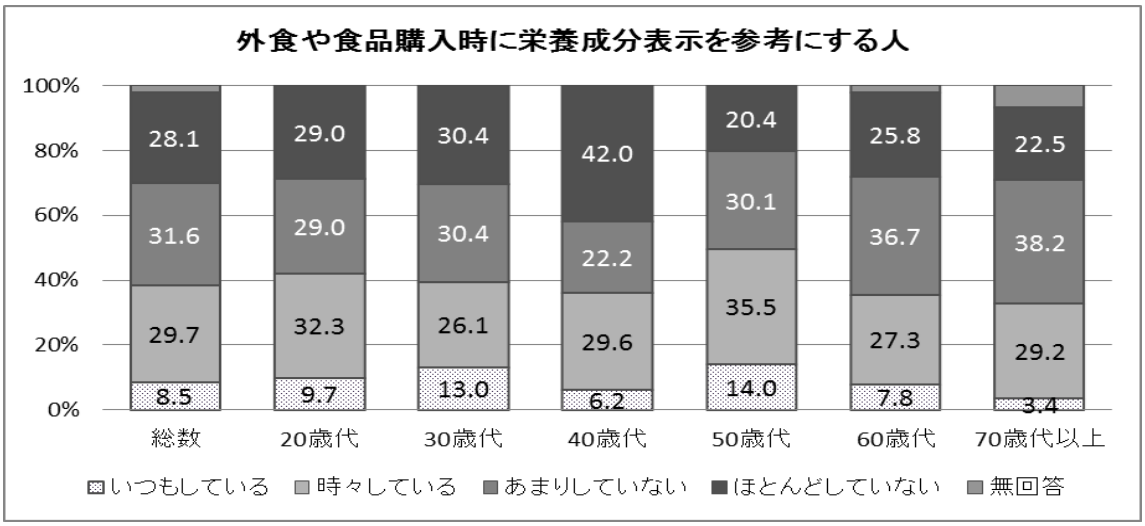

資料：射水市健康推進課「健康増進プラン中間見直しのためのアンケート調査」(平成 26 年度実施)

５　食文化に対する意識の希薄化

生活水準が向上していく中で、多様な食生活を楽しむことが可能になった反面、各地域でこれまで育まれてきた食文化に対する意識は低くなっていると考えられます。

自然の恩恵を受けながら、その地域の気候風土と結びついた旬の食材を多く取り入れた昔ながらの料理は、栄養面でも優れ、「地産地消」を支えるものであると考えられます。長い年月をかけて育まれてきた貴重な地域の食文化を次の世代へ大切に引き継ぐことも私たちの重要な役目です。

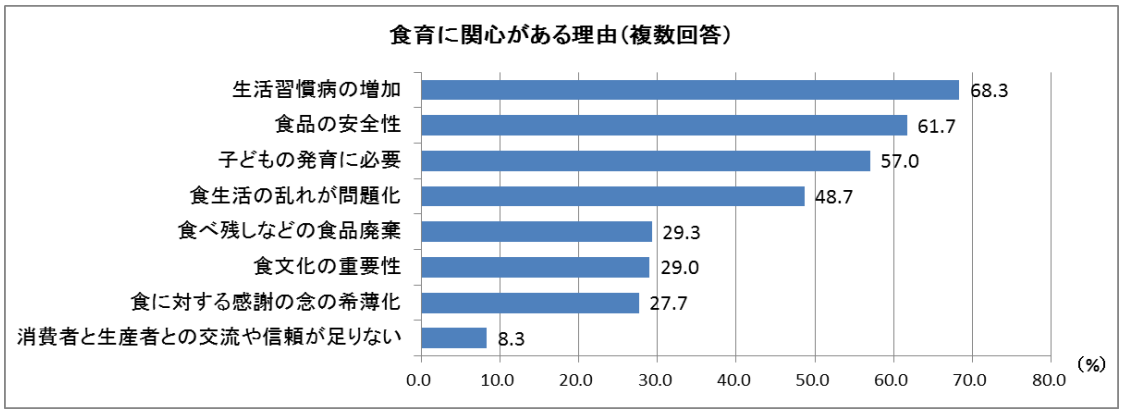

資料：射水市健康推進課「健康増進プラン中間見直しのためのアンケート調査」（平成 26 年度実施）

６　生産者と消費者との距離の拡大

輸送技術が発達し、流通経路が複雑化することで、消費者は手元に届く食材がどのようなルートからたどり着いたものなのか全く想像がつかない状況です。新鮮で、安全・安心な食材を手にするためには、地元で生産された食材を地元で消費する「地産地消」が有効と考えられます。

「地産地消」を進める上では「直売所等の増設」が効果的であると考えられます。直売所及びインショップ（※2）の販売額は増加傾向にありますが、安定した地場産食材を供給するためには、地場産食材の生産の拡大と流通システムの構築が重要です。

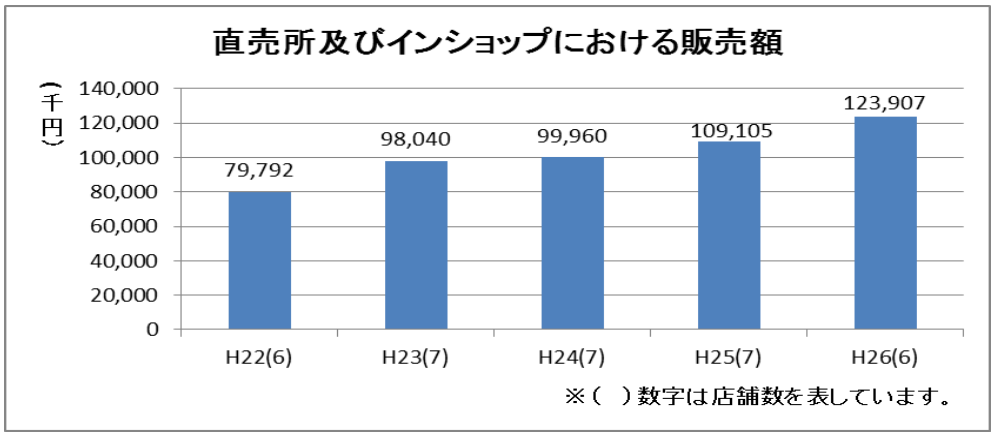

資料：射水市農林水産課調べ（平成 22～26 年）

※2 インショップ

一般的には、食品スーパー等の小売店内に設置されたコーナーで、生産者が価格・品目・規格を決定した青果物を販売する形態のことを指します。

ＪＡ直売所の様子

第４章　食育推進の基本的な考え方

１　基本理念

射水市食育推進計画における基本理念を次のとおりとします。

「射水の恵みを育み　射水の恵みに育まれ　健康で心豊かな人が育つまち」

射水市は、海、川、野、そして、里山という豊かな自然が背景となり、様々な農林水産物に恵まれています。その自然の恩恵に感謝しながら、自然を守り育て、「地産地消」を推進することで、食に関わる産業や地域の活性化を促し、活気あるまちづくりを目指します。

また、「食」という文字は「人」を「良」くすると表記されるように、子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」により健康な生活を送るとともに、「食」を通じて、楽しさ、喜び、感謝の心、文化との触れ合いなど、精神的な豊かさを実感し成長していくことを理想とします。

２　いみずの推進目標（基本目標）

「食育に関心がある」から「食育を実践する」へ

基本理念を実現するため、１次計画の３つの推進目標を継承します。それぞれの目標ごとに達成状況を客観的に把握するための数値目標を示しており、その数値は計画の目標（最終）年度である平成３２年度における数値としています。

いっしょに食べよう、育もう　子どもの食習慣

⇒　子どもの健全育成

みずから知ろう、実践しよう　食で健康生活

⇒　健康に過ごす人生

ずっと伝えよう、育てていこう　射水の恵み

⇒　地産地消を通じた地域の活性化

い っしょに食べよう、育もう　子どもの食習慣

将来を担う子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性を育んでいくための基礎となることから、子どもの時期の食育は特に重要です。

家庭は最も食に接する機会が多く、それぞれの家庭にはそれぞれの家庭の味が育まれるように、食習慣もそれぞれの家庭が原点となり形成されます。小さい頃から、家族といっしょに食事をとることの楽しさを実感し、食に対する関心や理解を深めることで望ましい食習慣が定着するよう、家庭における共食(※3)の実態を把握しながら、食育を推進します。

また、子どもに対する食育を推進する上で、学校や保育園等は大変重要な役割を担っています。地場産食材を取り入れた給食をはじめ、学校菜園や生産現場における作業体験など、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進します。また、学校では日頃から、望ましい食習慣が身に付き、児童生徒の「食」への関心と理解を深めるよう取り組んでいます。

さらに、市では小学４年生を対象としたすこやか検診を実施し、小児生活習慣病予防のため、親子を対象にすこやか教室(※4)を開催します。

以上のように、家庭や学校等における食育を推進し、“子どもの健全育成”を目指します。

【数値目標】

指標名	現状（H26）	目標（H32）
朝ごはんを毎日食べてくる児童生徒の割合	小学校　99.3% 中学校　97.9%	100%
小学校で実施している「小児生活習慣病予防健診」（すこやか検診）で「要医療」「経過観察」に該当する児童の割合	11.9%	減少
１日に１回は家族の人と一緒に食事をとっている児童生徒の割合	小学校　99.6% 中学校　97.6%	100%

※3　共食…共に生活している人々と食行動を共にすること。

※4　すこやか教室…小学校では、小児生活習慣病予防健診で「要医療」「経過観察」に該当する児童と保護者を対象に「すこやか教室」を開催している。親子で生活習慣病の予防への意識を高めることが目的であり、生活習慣予防対策の講話、食生活指導、学校医による個別健康相談を行っている。

みずから知ろう、実践しよう　食で健康生活

市民一人ひとりが食の問題に気づき、朝食を必ずとることなど、毎日の食事を質の良いものにできるよう、食に関わる関係団体・機関と連携し、地域が一体となった食育に取り組んでいきます。特に、若い世代にはその重要性を普及啓発するよう努めます。

また、各種健康づくり教室を開催し、生活習慣病予防やメタボリックシンドローム予防の食生活について、食事バランスガイドを活用して実施します。

このように、市民一人ひとりが食育に対する意識を高め、食に関する知識を身に付け実践に結び付けることで“健康に過ごす人生”を目指します。

【数値目標】

指標名	現状（H26）	目標（H32）
朝食を欠食する人の減少（２０歳以上）	12.8%	10%以下
外食や食品を購入するときに栄養成分表示を参考にする人の増加	38.2%	50%以上
自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の増加	68.0%	80%以上
野菜の摂取量が適正量（野菜料理を１日５皿以上）の人の増加	32.0%	40%以上
主食、主菜、副菜がそろった食事を１日２食は食べている人の増加	68.2%	80%以上

＊　現状値は射水市健康推進課「健康増進プラン中間評価アンケート」（平成 26 年度実施）による。

ずっと伝えよう、育てていこう　射水の恵み

射水市が、元気で活気あふれるまちを目指すためには産業振興は欠かせません。「地産地消」を推進し、食に直接関係する農林水産業を育成する必要があります。そのため、「地産地消」の取組と一体となって６次産業化(※5)を進め、農林漁業者の所得確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、安全で安心な「食」を消費者に届けることを推進します。

また、射水市は豊かな自然からもたらされる様々な食材に恵まれ、長い年月をかけてそれぞれの地域で食文化が形成されてきました。その貴重な食文化を伝承するとともに、地場産食材を生かした新たな料理など、射水ブランドの育成等を通じ食文化の創造を図ります。

一方、学校給食では、安全・安心な給食の提供の面からも、地場産食材を積極的に取り入れるよう「地産地消」を推進します。

以上のように、地産地消の推進と、食文化の伝承及び創造により、“地産地消を通じた地域の活性化”を目指します。

【数値目標】

指標名	現状（H26）	目標（H32）
学校給食において射水市産食材を使用する割合（金額ベース）	16.8%	増加
保育園給食において射水市産食材を使用する割合（金額ベース）	3.9%	7.8%
直売所及びインショップにおける販売額	123,907 千円	140,000 千円
とやま食の匠(※6)認定者数	１９人	２３人以上

＊「学校給食において射水市産食材を使用する割合」の現状値は、「平成 26 年度 教育に関する事務の点検・評価報告書」による。

※5 ６次産業化…地域の農林水産物や資源を有効に活用し、農林漁業と製造・販売など他の事業との融合を図り、新たな付加価値を生み出すこと

※6 とやま食の匠…伝統的な郷土料理や県産食材を活かした創作料理など、地域で育まれてきた富山の「食」について、卓越した知識と技能を有し、その普及活動を積極的に行える個人や団体を富山県が「とやま食の匠」として認定しています。

第５章　食育の推進施策

◎計画を推進するための施策の体系

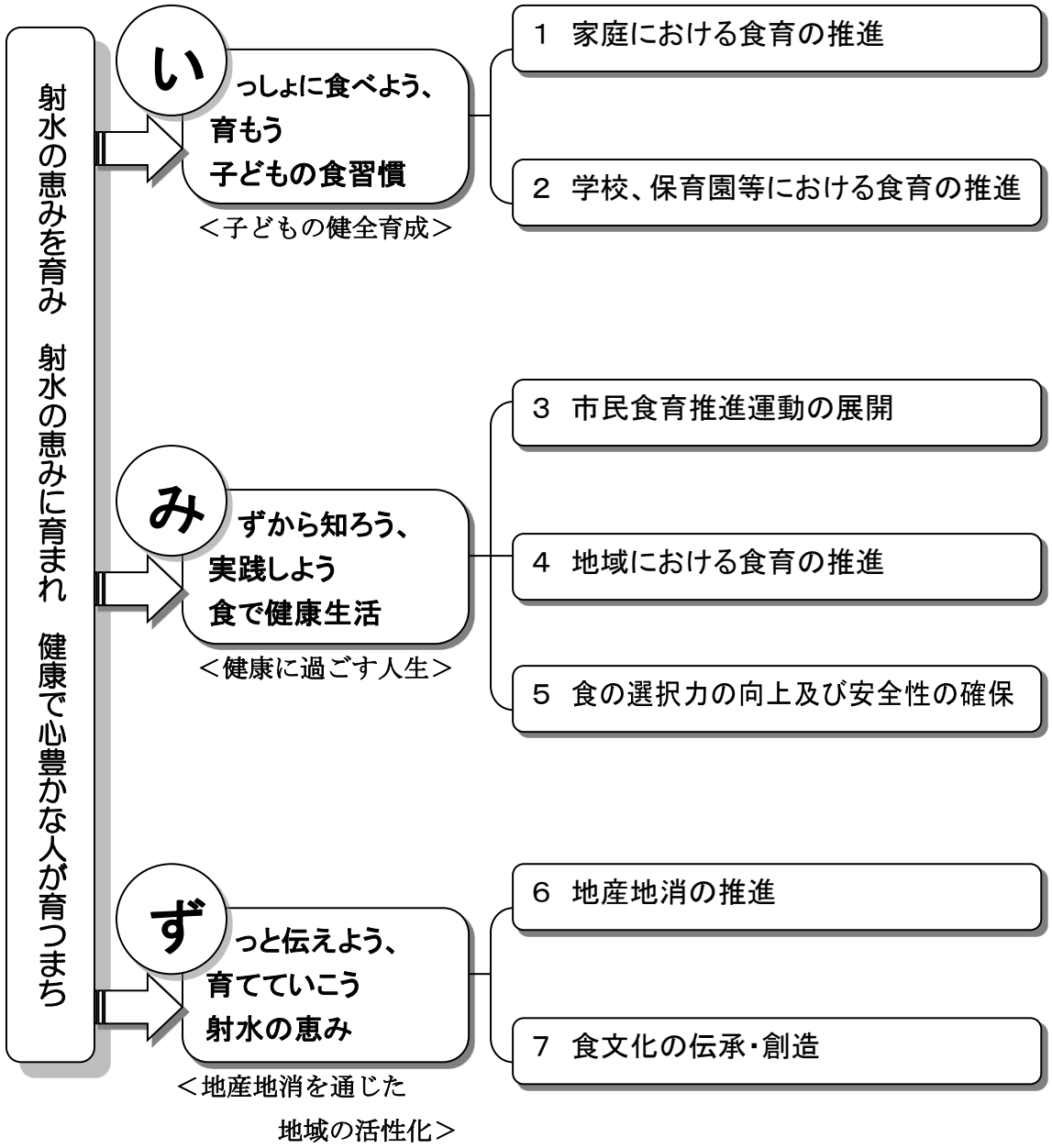

いっしょに食べよう、育もう 子どもの食習慣 ＜子どもの健全育成＞

1 家庭における食育の推進

家庭は、食育の基本の場です。生涯にわたって健全で豊かな食生活を実践するためには、子どもの頃からの食習慣が重要であり、望ましい食習慣や食を通じた健康に関する知識の普及・啓発を進め、家庭における食に対する関心と理解を深めましょう。

また、家庭では大人が率先して望ましい食生活を実践し、子どもの手本となるよう努めるとともに、「食」を通じて家族だんらんの機会を増やし、家族がコミュニケーションをとれるよう図りましょう。

取り組むべき施策	内　　容	行動主体
妊産婦や乳幼児に対する保健指導	乳幼児健康診査、家庭訪問及び教室相談を実施し、妊産婦や乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導の充実を図ります。また、むし歯予防教室を実施し、歯磨きや咀しゃく等の指導を行います。	市（健康推進課）
望ましい食習慣や知識の習得	乳幼児や小学生を持つ家庭に対し、家庭教育手帳の配付・活用を通じて、家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得できるよう啓発活動を行います。	市（健康推進課、生涯学習・スポーツ課、子育て支援課）
子どもの生活リズムの向上	「早寝早起き朝ごはん」の実施や学校・保育園等からの「給食だより」や「保健だより」の配付等を通じ、子どもの基本的な生活習慣の定着に努めます。	学校・保育園等 市（学校教育課、子育て支援課、健康推進課）
肥満予防の推進	各種の健康教室の開催、健康手帳の交付などにより、生活習慣病につながる恐れのある肥満予防を推進します。中でも小学校児童に対しては、すこやか教室(※7)を実施し、早期の肥満予防を図ります。	市（健康推進課、保険年金課、学校教育課）
家族だんらんの推進	家族のだんらんの中で豊かな人間性を育むよう、家族揃って食事をとる機会の確保に努めます。	家庭 職場 市（健康推進課、子育て支援課）

家庭における手作り料理の推進	家庭料理で身に付いた味覚は、家庭への愛着やその人の情緒の形成にもつながることから、可能な限り手作りの料理を作るよう努めます。	家庭 市（健康推進課）
家庭における郷土料理や伝統料理の実践	家族が郷土料理に慣れ親しみ、親から子へも受け継ぐことができるよう、食事の献立の中に郷土料理や伝統料理を取り入れるよう努めます。	家庭 市（子育て支援課）
よく噛む習慣の定着	噛むことは、唾液の分泌により消化を助けることなど、医学上様々な効果が実証されていることから、子どもに対するよく噛む習慣を定着させます。	家庭 市（子育て支援課、健康推進課）
子どもの食事マナーの習得	子どもが、箸の持ち方や基本的な食事の作法を習得するほか、食事のあいさつが定着するよう努めます。	家庭 学校・保育園等 市（学校教育課、子育て支援課）
食べ物に対する感謝の念の醸成	家庭菜園等で作業をする機会を増やし、土と触れ合いながら食に対する理解を深めるよう努めます。	家庭 市（農林水産課）

食改員による親子料理教室

保育園の食育だより

２　学校、保育園等における食育の推進

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成にあたって大きな影響を及ぼします。子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは、非常に困難です。このため、成長期にある子どもへの食育は、健やかに生きるための基礎を培うことを主な目的としています。

このことから、家庭と並んで学校や保育園等が食育の中心の場となり、生きた教材としての給食を通して、子どもたちが健康と食事のかかわりを理解し、望ましい食習慣が定着するよう取り組みましょう。

また、環境や農林水産業などの体験活動や給食における地場産食材の活用を通して地域の食文化に触れ、地域の食材についての理解が深まるよう取り組みましょう。

取り組むべき施策	内　　容	行動主体
教育活動における食育の推進	栄養教諭・学校栄養職員を中心に、給食の時間、特別活動や総合的な学習の時間等で、食に関する知識の習得を進め、また、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めます。	学校・保育園等 市（学校教育課、子育て支援課）
食に関する体験活動の推進	農作業や稚魚等放流作業などの体験を通じ、生産者や地域の方と触れ合いながら、地域の食への理解を深める活動を推進し、食料の生産、流通及び消費の理解を深めます。	学校・保育園等 市（学校教育課、子育て支援課、農林水産課、環境課）
学校・保育園給食における食育の推進	学校・保育園では、様々な課題を踏まえ、知識の教授だけではなく、実際に経験をさせつつ児童生徒・園児に食に関する指導を行うことにより、「食に関する知識の習得」「食を選択する力」「望ましい食習慣の定着」を家庭や地域と連携しつつ身に付けさせ、健全な食生活を実践することができる人間を育てるよう取り組みます。 学校・保育園給食においては、安全で安心な給食を提供するのはもちろん、各地域の特色を生かし、豊かで魅力のある給食の実施を推進します。	学校・保育園等 市（学校教育課、子育て支援課）

	また、学校給食を通して「食」に関する知識を高め、好ましい人間関係や感謝の心を育てる活動を推進します。	
地場産食材の活用	地産地消を進めるため、生産者団体等と連携し、学校・保育園等給食において地場産食材を積極的に取り入れ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもたちに伝達する取組みを促進します。	学校・保育園等 農林水産業者等 市（学校教育課、子育て支援課、農林水産課）

稲刈り体験（小学校）

元気とふれあいの学校給食づくり事業

食育活動（中学校）

おやつクッキング（保育園）

みずから知ろう、実践しよう 食で健康生活 ＜健康に過ごす人生＞

３　市民食育推進運動の展開

食育に関連する取り組みは、これまでにもそれぞれの立場において行われてきましたが、食育に関心を持っていない人も相当な割合で確認できます。

食育に関心を持つことや重要性への認識を深めるため、食に関わる人々や関係団体が共通認識を持ち、射水市全体で食育を推進しましょう。

取り組むべき施策	内　　容	行動主体
「食育月間」及び「食育の日」における食育の推進	「食育月間」(※7)や「食育の日」(※8)を活用し、国や県、関係団体と協力してイベントを開催します。また、「食育の日」は、家族揃って夕食をとる日とし、各家庭において定着するよう取り組みます。	家庭 地域 職場 市（健康推進課、農林水産課、子育て支援課）
各種団体等との連携・協力体制の確立	情報の共有化等を通じて各種団体やボランティア等との連携・協力体制を構築し食育を推進します。	地域 農林水産業者等 市（健康推進課、農林水産課）
食育推進への理解の増進	市ホームページなどの各種広報媒体を利用し、食育に関するイベントや取り組みについて総合的に情報を発信し、食育推進運動への理解を深めます	市（健康推進課、まちづくり課）
各種イベントにおける食育の普及・啓発活動の推進	健康や食に関するイベントの開催時には、積極的に食育についての普及・啓発活動を行います。	地域 市（農林水産課）
「日本型食生活」の実践	地場産食材を使用し、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の普及・啓発を推進します。	地域 市（健康推進課、子育て支援課、学校教育課）
「食事バランスガイド」の活用促進	各種健康教室の開催やイベントにおける啓発活動を行い、「食事バランスガイド」(※9)を参考にした、栄養バランスのとれた食生活について普及・啓発を進めます。	地域 市（健康推進課、子育て支援課、学校教育課）

ライフステージに応じた健康な食生活を学ぶ機会の提供	各種の健康教室を開催し、各年齢層に応じた健康な食生活を送るための知識を学ぶ機会の提供に努めます。	市（市民病院、健康推進課）
ボランティアなどの人材育成	地域において食育推進の中心となる食生活改善推進員などのボランティアを育成するため、講習会などを開催します。	市（健康推進課）

※7 食育月間

国、県、市町村、関係団体等が協力して食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の浸透を図るための月間として国の食育推進基本計画によって定められました。毎年６月を食育月間としています。

※8 食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、食育月間と同様に食育推進基本計画によって定められました。毎月１９日を食育の日としています。

※9 食事バランスガイド

「何を」「どれだけ」食べたらよいかなど、わかりやすくコマ型のイラストで示したものです。主食、主菜、副菜、果物、牛乳、乳製品の５つの料理区分について、１日にとる料理の組み合わせとおおよその量を表しています。

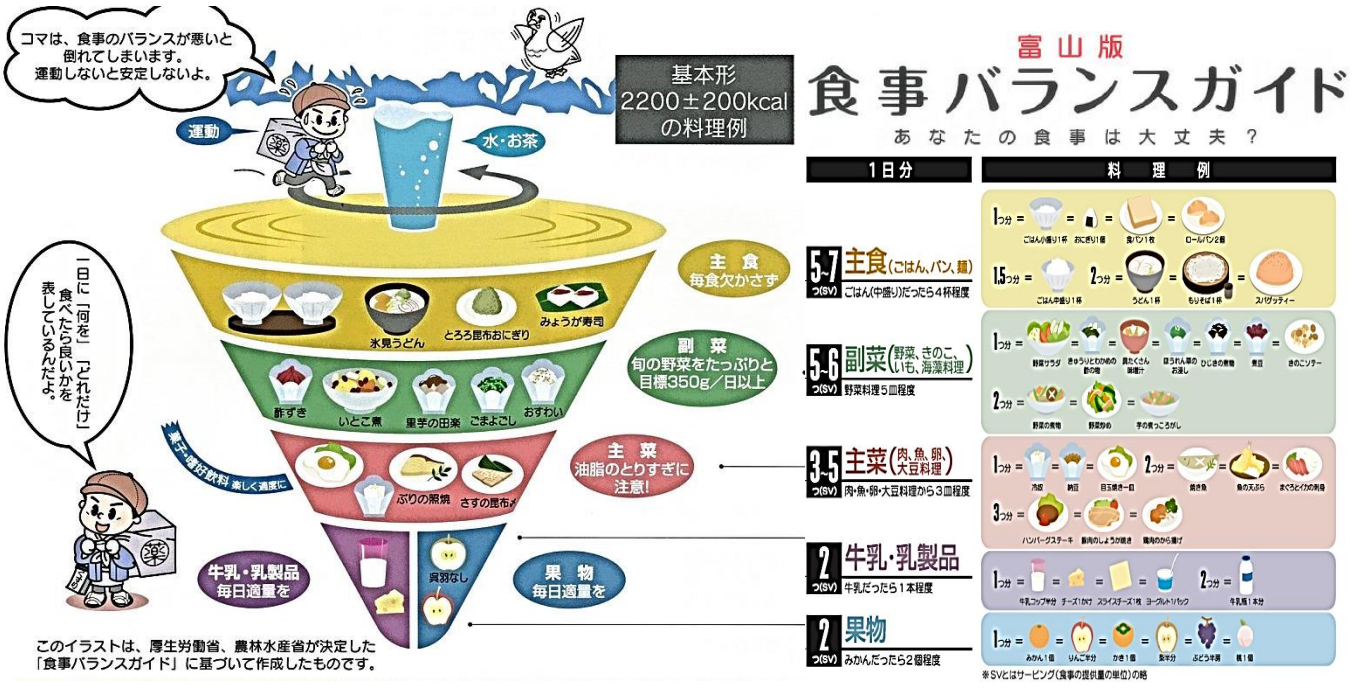

４　地域における食育の推進

市民が健康で生き生きと暮らしていくためには、子どもの時期はもとより、人生の各段階に応じた継続性のある食育が重要であり、家庭や学校とともに、地域においても幅広く食育を推進することが求められます。

地域においては、ボランティアによる活動や地域振興会等の行事を通じ、市民一人ひとりの食育の取り組みを手助けし、多世代で交流をしながら、「食」に関する情報交換や料理教室などを通じた食生活の改善に取り組みましょう。

また、職場や外食産業等も含め、「食」に関わる様々な関係団体・機関とも連携しつつ、地域における食育を推進しましょう。

取り組むべき施策	内　　容	行動主体
ボランティア等による食育の推進	食生活改善推進員(※10)や富山県が認定する「とやま食の匠」などのボランティアが中心となり、親子料理教室や高齢者料理教室等を開催し、食を楽しみながら学ぶ機会を創出します。	地域 市（農林水産課、健康推進課）
食に関する専門的な支援	栄養や生活習慣に関する知識の普及に努め、また、専門的な立場から、研修等を通じてボランティアの資質向上を支援します。	市（市民病院、健康推進課）
地域振興会等における食育の推進	地域行事を通じて行われる、交流ふれあい農園などの世代を超えた各種の食育関連活動を推進します。	地域
職場における食育の推進	職場の食堂等において、地場産食材を使用し健康に配慮したメニューの提供や栄養、食生活等に関する情報の提供に努めます。	職場
外食等における食育の推進	外食産業等は、地場産品を使用し健康に配慮したメニューの提供に努めます。	食品関連事業者

※10 食生活改善推進員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、望ましい食生活を送るための知識の普及・啓発のほか、それぞれの地域における郷土料理の普及活動等も行っています。

男性料理教室

地域食育講習会

食育の日　街頭ＰＲ

５　食の選択力の向上及び安全性の確保

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食を選択していくことが必要です。そのため、食品の選択に困らない知識の普及・啓発に取り組みましょう。

また、食中毒等の危害要因が判明した場合には、分かりやすく信頼できる情報を提供し、家庭、地域等と共有しましょう。

さらに、食品の供給面においても、生産から販売までの各段階における安全性に十分配慮しましょう。

取り組むべき施策	内　　容	行動主体
食品に関する情報の発信	法的に義務付けられている食品の表示制度等の周知や食材の保存等に関する情報提供を行い、食品の栄養面や安全性を確保するための知識の普及・啓発を進めます。	市（健康推進課、市民課）
食に関する危機事案発生時の安全性の確保	食に関する危機事案発生時における情報提供を徹底し、危機管理体制を充実します。	医療機関 市（市民課、農林水産課）

食品の安全性に関する相談体制の確立	食品の安全性に関する相談体制を確立し、食の現状や市民の要望等を把握します。	市（市民課）
食に関するリスクコミュニケーション(※11)の充実	食の安全性に関する情報を積極的に発信するとともに、情報共有のためのネットワークを構築し、消費者、食に関わる者、専門機関等が連携し、関係者相互に食の安全性に関する情報交換を推進します。	医療機関 農林水産業者等 食品関連事業者 市（市民課、健康推進課）
生産・流通管理の徹底	GAP(※12)やトレーサビリティー(※13)の推進を通じ、農林水産業者や食品関連事業者等に対して食の安全性を重視した生産や流通管理を徹底します。	農林水産業者等 食品関連事業者 市（農林水産課）
消費者への情報提供の推進	農林水産業者や食品関連業者は消費者に対し、シールの貼付等を通じ、法律等で義務化されている表示内容以外にも、食品や生産者等に関する情報の提供に努めます。	農林水産業者等 食品関連事業者 市（農林水産課）

※11 リスクコミュニケーション

リスクを管理する者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者間で、リスクそのものやリスクに関連する情報や意見を相互に交換することです。具体的には、リスク管理の各過程や決定に当たって留意すべき点や考慮すべき事項について、関係者間で意見交換を行い、制度の円滑な実施に努めること等を指します。

※12 ＧＡＰ

Good Agricultural Practice（農業行動規範）の略で、農作業ごとに安全な農産物を生産するための管理のポイントをまとめ、実施したリスク管理措置を記録する一連の取り組みです。これにより、農産物の安全性の確保と産地の信頼性の向上が図られます。

※13 トレーサビリティー

食品がいつどこで誰が生産し、どのような農薬や肥料、飼料が使われ、どんな流通経路をたどって消費者の手元に届けられたかという、生産、加工、流通の各履歴情報を確認できる仕組みのことです。

ずっと伝えよう、育てていこう　射水の恵み　＜地産地消を通じた地域の活性化＞

６　地産地消の推進

「地産地消」を進め地場産食材の消費を促進することで、食材の供給者である農林水産業者の経営安定化につなげます。そのための食料生産の拡大と流通システムの構築を図りましょう。

また、生産者と消費者との交流を促進し、信頼性の高い「顔が見える」関係を構築することで農林水産業に対する理解を深め、食べ物に対する感謝の念や地場産食材への愛着を醸成しましょう。

取り組むべき施策	内　　容	行動主体
地場産食材の消費拡大	地場産食材の生産から販売までのネットワークを構築し、地場産食材の消費を推進します。	農林水産業者等 食品関連事業者 市（農林水産課）
直売所及びインショップの設置	生産者と作り手との信頼関係が構築され、安全・安心な食材の提供が可能な直売所やインショップの設置を推進します。	農林水産業者等 市（農林水産課）
農林水産業者との交流の推進	生産者を学校等の給食へ招いたり、農山漁村における作業体験などを通じ、農林水産業者との交流を推進します。	農林水産業者等 市（農林水産課、学校教育課）
地産地消の意識の普及・啓発	地産地消をより身近なものとするため、市のホームページやイベント等において情報を発信し、普及・啓発を進めます。	市（農林水産課）
魅力的な地場産品による射水ブランドの育成	消費の促進につながる食材及び地場産食材を使用した食品の開発など、射水ブランドの育成を支援し、地場産食材の消費の促進へつなげます。	市（農林水産課、港湾・観光課）
射水の旬の食材の情報発信	射水の旬の食材に関する情報提供を行い、旬を知り、旬のものを食べることにつなげます。	農林水産業者等 市（農林水産課、子育て支援課、学校教育課）

地場産食材の積極的な使用の推進	家庭や学校・保育園等をはじめ、職場の社員食堂や外食産業においても、地場産食材を使用した食事のメニューを取り入れるよう、地場産食材の積極的な使用を推進します。	家庭 学校・保育園等 職場 食品関連事業者 市（子育て支援課、農林水産課、学校教育課）
バイオマス（※14）タウン構想の推進	家庭におけるコンポストの利用など、環境負荷の低減のため食品残渣を再度生産に利用する、食の循環型リサイクル社会の構築を目指します。また、「バイオマス環境講座」など、学校をはじめとして食と環境に関する知識の普及・啓発を推進します。	家庭 学校 職場 食品関連事業者 市（環境課、農林水産課、学校教育課）
食品廃棄の低減	食物への感謝の気持ちと環境への配慮から、家庭における食べ残しや作りすぎに留意します。 また、商業施設においては、食品の加工残渣や売れ残りを有効に活用できるシステムの開発に努めます。	家庭 食品関連事業者 市（農林水産課）

※14 バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指します。

地場産食材を利用した給食
（学校給食とやまの日）

新湊カニかに海鮮白えびまつり

白えび（射水ブランド）

7　食文化の伝承・創造

地域の風土に根ざし、先人の知恵が詰まった昔ながらの伝統料理の伝承や地場産食材を使用した射水ならではの新たな郷土料理の開発を支援するなど、各家庭や地域において食文化に親しめる取り組みを推進し、食文化に対する関心や理解を深めましょう。

取り組むべき施策	内　　容	行動主体
郷土料理や伝統料理の情報発信	地域に伝わる伝統料理や郷土料理を掘り起こし、ケーブルテレビや市ホームページなどでレシピ等の紹介を行い、地域の食文化について情報を発信します。	市（関係各課）
郷土料理や伝統料理の伝承	食生活改善推進員や、富山県が認定する「とやま食の匠」などのボランティアが中心となり、地区伝達料理講習会の開催などを通じて、伝統料理や郷土料理を伝えます。	地域 市（健康推進課、農林水産課）
地域行事等における食文化の伝承	地域行事等において、高齢者が講師役となって伝統料理等を伝承することで世代間交流を進め、地域の活性化を促進します。	地域
射水ブランドによる新たな食文化の創造	地元の特産品等を使用した射水ならではの料理の開発など、新たな射水ブランドとしての開発を支援し、食文化の創造を推進します。	食品関連事業者 市（港湾・観光課）

第６章　計画の推進方法

１　計画の推進

計画の推進に当たっては、市民一人ひとりが主役となり、様々な立場において計画の内容を具体的に実践することが必要です。

また、農林水産団体、食品関連団体及びその他の経済団体、さらには医療・保健機関や大学などの多様な関係機関が、それぞれにおける食育についての責務を果たしつつ連携することで取り組みの相乗効果を図り、社会全体の機運を高めながら計画を推進していきます。

なお、限られた財源の中で効率良く取り組みを進めるため、関連事業との摺り合わせや、関係諸団体との調整にも留意します。

（１）ライフステージに応じた食育の推進

それぞれのライフステージにおいて、食育として取り組むべき内容も変化します。活動の中心となる場も、家庭、学校、職場、地域等と変化することから、それぞれの食に関わる機会に応じた食育を推進することが必要です。

全ての年齢層において、毎日規則正しく食事をとることは重要です。特に朝食は午前中の活動には欠かせません。家族揃って朝ごはんを食べ、心身ともに気持ちの良い１日のスタートをきりましょう。

Ⅰ　乳幼児期（０～５歳）

乳幼児期は、心身ともにめざましく成長する時期であり、味覚などの様々な機能も発達し始めます。また、基本的な生活習慣が身に付く時期でもあり、この頃の食生活はその子の一生の食生活に影響を及ぼすことから、規則正しく、また、楽しく食事をとる習慣を身に付けることが重要です。

乳幼児期における食育のポイント・・・食習慣の基礎を作る

・楽しく食べる子どもを育てましょう
・子どもにお腹がすくリズムを持たせましょう
・子どもが好き嫌いをつくらないようにしましょう
・うす味の料理を心掛け味覚を育てましょう
・噛む機能を育てましょう
・しつけを実践し、箸のもち方やマナーを教えましょう
・自然や食べ物と触れ合い、食べ物が作られる過程を知りましょう

Ⅱ　学童期（６～１２歳）

学童期には、全身の骨格の成長がみられ、歯も乳歯から永久歯に生え変わります。また、活発に運動することも増え、エネルギー代謝は増大し、食欲旺盛になります。食生活の基礎が確立する時期でもあり、その後に自立した食生活が送れるようになるためには、この時期の食生活が重要です。

学童期における食育のポイント・・・食の大切さを学ぶ

・栄養のバランスや食事の適量を知りましょう
・よく噛んで食べましょう
・郷土料理に触れましょう
・家族や仲間と一緒に食事づくりや食事を楽しみましょう
・食べ物を作る体験などを通じ、食べ物への感謝の気持ちを育みましょう

Ⅲ　思春期（１３～１８歳）

生活が不規則になりやすく、朝食の欠食や孤食も増える傾向にあります。栄養の不足や偏りなどで身体の発育が抑制され、将来的な健康に悪影響を及ぼさないようにすることが必要です。

思春期における食育のポイント・・・正しい食習慣や知識を身に付ける

・身体の成長に合わせた食事をとりましょう
・家族と食事をとるように心掛けましょう
・健康や体に必要な栄養素など、食に関する幅広い知識を得ましょう
・食品選択や調理の基礎を身に付けましょう
・食料の生産・流通・消費の過程を認識しましょう

Ⅳ　青年期（１９～３５歳）

この時期には、多くの生活習慣が定着しますが、中高年になってからの生活習慣病の発症を誘発しないよう、栄養バランスのよい食事と規則正しい生活を心掛けることが重要です。

青年期における食育のポイント・・・食について自己管理できるようにする

・生活習慣病を予防する知識を得ましょう
・食品の安全性に関する知識を得ましょう
・産地・栄養・添加物等の表示を知り食品選択の知識を身につけましょう
・郷土料理に親しみ、日本型食生活を実践しましょう
・調理技術を身につけましょう

Ⅴ　壮年期（３６歳～６４歳）

壮年期は社会的にも充実する時期ですが、過労やストレスが重なる時期でもあり、また、身体的には老化が見え始めます。生活習慣病の発症も多く見られることから、予防のための食生活が特に重要です。

壮年期における食育のポイント・・・食を楽しみ病気を予防する

・生活習慣病の予防に努めた食生活を実践しましょう
・自ら健全な食生活を実践し、家族の手本になりましょう
・家族や友人との食事を楽しみましょう
・日本型食生活、郷土料理を実践しましょう
・家族で農林漁業と触れあい、地域の農業や食文化への理解を深めましょう

Ⅵ　高齢期（６５歳～）

様々な身体的変化が現れはじめ、生活習慣病の症状も顕著に現れてきます。日頃の栄養管理とともに適度な運動も重要です。

高齢期における食育のポイント・・・健康への関心を高め次世代へ食を伝承する

・栄養状態を確認し、低栄養に注意しましょう
・適度な運動を生活習慣に取り入れましょう
・郷土料理や伝統料理を次世代に伝えましょう

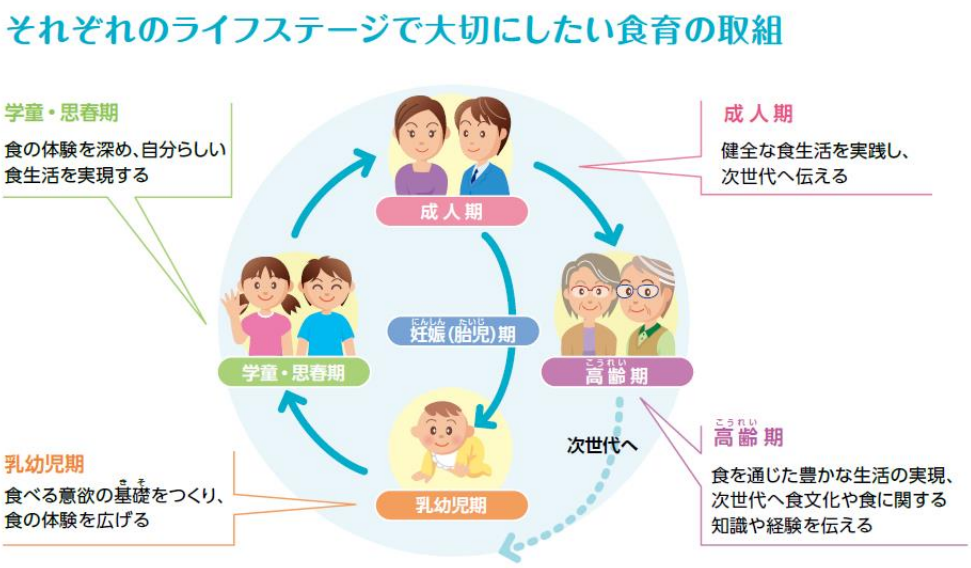

（２）計画を推進するための役割分担

計画の推進に当たっては、市民一人ひとりが「家庭」を中心に食育を進めることが基本になります。生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、「学校」、「職場」、「地域」など、毎日の生活の各場面においても、それぞれの立場で食育を進めることが必要です。そして、それぞれに関わる人々や機関が連携を強めることにより、知識や情報の共有化が進み、社会一体となって食育活動を推進することが可能になり、効果的に食育を推進することができます。

〔食育推進のネットワーク〕

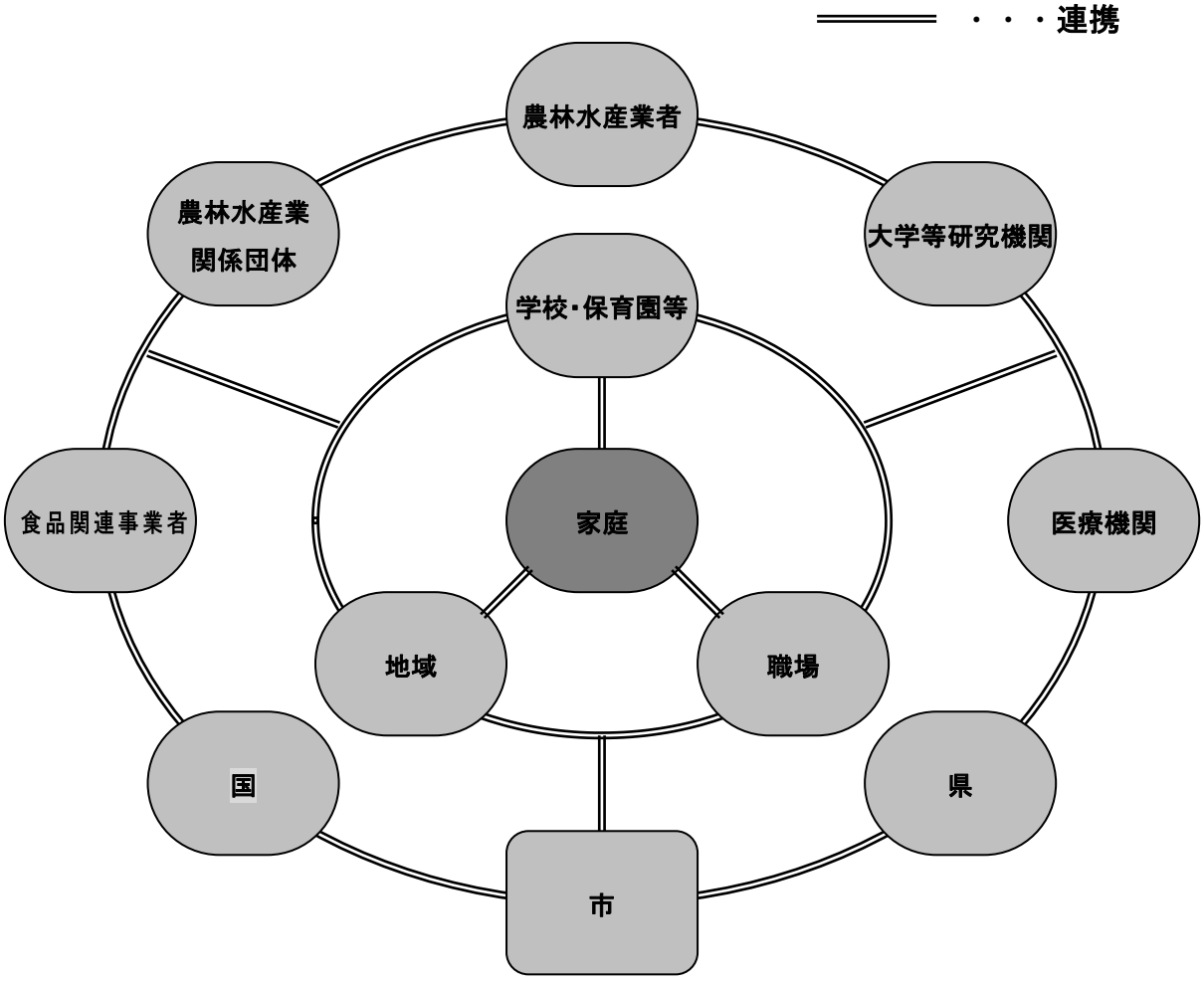

Ⅰ　家庭の役割

家庭は、日常的な生活の場であると同時に、食習慣を形成する最も基本的な食育の場です。まず、家族揃って朝ごはんを食べることからはじめ、家族全員がよりよい食習慣を確立できるよう努めましょう。

Ⅱ　学校、保育園及び医療機関等の役割

教育、保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する人々やそれらの関係機関及び団体は、専門的な知識や情報を保有し、食に対する関心や理解の増進に果たすべき重要な役割を担っていることから、様々な機会を捉え積極的に食育を推進するよう努めましょう。

Ⅲ　地域の役割

地域における食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動に携わるボランティアの方々が中心となります。市とも連携をとりながら、地域における食育活動の充実に努めましょう。

また、地域振興会等における活動を通じて、各世代が交流を深めながら食文化を次の世代に引き継ぎ、食育の担い手を育成するよう努めましょう。

Ⅳ　職場の役割

社内食堂等で地場産食材を積極的に使用するよう努めましょう。

また、食育の日はノー残業デーとするなど、家庭における食育の推進に協力するよう努めましょう。

Ⅴ　農林水産業者等の役割

農林漁業に従事する人々や関係団体は、安全、安心な農林水産物の生産をはじめ、農林漁業に関する体験活動が食についての市民の関心と理解を増進する上で重要な役目を果たすことから、様々な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と生産活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるとともに、教育分野に従事する人々や関係機関等と連携して食育の推進に関する活動をするよう努めましょう。

Ⅵ　食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供に従事する人々や関係団体は、その事業活動について、自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、国、県及び市が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めましょう。

Ⅶ　市の役割

食育の推進に関し、国や県との連携を図ります。また、大学等研究機関や農林水産業者等との連携を通じ、地域の特性を生かした施策を総合的に実施するよう努めます。

２　計画の進行管理・評価

計画の進歩状況の評価は、食育の目標の達成状況を客観的に把握・評価するために設けた「数値目標」を用いて行います。

具体的には、射水市食育推進会議を定期的に開催し、最新の数値に基づいて、これまでの数値目標の推移や目標年度（平成３２年度）との関係を踏まえて、目標の達成状況の評価を行います。評価に対する食育推進会議での意見を踏まえ、翌年度の取組内容の充実を図ります。

３　計画の見直し

この計画は、食育基本法に基づき、国の第２次食育推進基本計画や県の第２期食育推進計画が示す方向性を重視し、本市における各種の計画との整合性を図りながら作成されたものです。

今後、社会情勢の変化により、食をめぐる環境も大きく変化する可能性が考えられることから、目標数値をはじめとした計画内容について、必要があると認められる場合には、射水市食育推進会議における協議を経て計画を見直すこととします。

参　考　資　料

○射水市食育推進会議条例

平成26年9月19日

条例第38号

(設置)

第1条　射水市における食育に関する施策を総合的に推進するため、射水市食育推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条　会議は、次に掲げる事項を所掌し、必要に応じて市長に報告する。

(1)　射水市食育推進計画(以下「計画」という。)の策定に関すること。

(2)　計画の推進に関すること。

(3)　前2号に掲げるもののほか、食育の推進に関し必要と認める事項

(組織)

第3条　会議は、委員10人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　食育の推進に関係する団体の役員又は職員

(3)　前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員)

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条　会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が召集する。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによ

る。

4　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条　計画の策定及び推進に関する調査、調整等を行うため、会議に幹事会を置くことができる。

2　幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(庶務)

第8条　会議の庶務は、福祉保健部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に射水市食育推進会議設置要綱(平成23年射水市訓令第1号)第3条第2項の規定により委嘱されている会議の委員(以下「旧会議委員」という。)は、第3条第2項の規定により会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧会議委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

射 水 市 食 育 推 進 会 議 委 員 名 簿

	氏　　名	所属及び役職名
会　長	木　田　和　典	(公社) 射水市医師会 会長
副会長	野　尻　康　子	射水市食生活改善推進協議会 副会長
委　員	荒　木　　勇	射水市地域振興会連合会 監事
委　員	小野寺　信　子	射水市学校給食運営委員会 会長
委　員	尾　山　春　枝	新湊漁業協同組合 代表理事組合長
委　員	河　岸　芳　美	いみず野農業協同組合女性部 部長
委　員	中　林　紀　子	射水市立小杉中学校 栄養教諭
委　員	森　永　克　憲	(公社) 射水青年会議所 副理事長